

**建設関連業務の簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札
に係る失格基準価格制度に関する事務処理試行要領**

〔平成 24 年 9 月 25 日
建 技 第 3 7 8 号〕

[沿革] 平成 24 年 9 月 25 日付け建技第 378 号制定、令和 5 年 2 月 27 日付け建技第 771 号一部改正、令和 6 年 3 月 14 日付け建技第 835 号一部改正

(趣旨)

第 1 この試行要領は、建設関連業務の簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札に係る失格基準価格制度の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この試行要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 失格基準価格制度 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）及び第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づく、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が岩手県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる」場合において、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると判断する基準を設ける制度をいう。
- (2) 入札額 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づく、一般競争入札により工事又はその他についての請負の契約を締結しようとする場合に申込みをした者の申込みに係る価格をいう。
- (3) 入札担当の長 建設技術振興課総括課長、広域振興局の審査指導監及び広域振興局の審査指導監及び広域振興局の審査指導監並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要綱（平成 24 年 9 月 25 日建技第 372 号。以下「試行要綱」という。）第 2 第 9 号に規定する公所業務担当の長をいう。

(制度適用価格の設定)

第 3 制度適用価格は、予定価格に 100 分の 85 を乗じて得た額（1 円未満切り捨て）とする。

- 2 予定価格調書には、制度適用価格を記載し、さらに、当該制度適用価格に 100 分の 110 を乗じた金額を「制度適用価格（税込）〇〇円」として記載する。

(失格基準価格の設定)

第 4 入札執行者は、開札の結果、予定価格以下の価格で入札した者がある場合は、次のとおり失格基準価格を設定するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号において算定した金額が制度適用価格を上回った場合は、制度適用価格を失格基準価格として設定する。

- (1) 入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。以下同じ。）が 5 者以上の場合は、入札価格の低い順に入札者の 8 割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に 10 分の 9.5 を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1 円未満切捨て）

- (2) 入札者が4者又は3者の場合は、入札価格の低い順に入札者の8割（小数点以下切捨て）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1円未満切捨て）
- (3) 入札者が2者又は1者の場合は、制度適用価格に10分の9.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- 2 前項第1号及び第2号の規定により算定対象者の入札額の合計を計算するときは、制度適用価格未満の入札額について制度適用価格の額と同額として計算する。
- （入札参加者への周知）
- 第5 入札担当の長は、失格基準価格制度の円滑な運用を図るため、設計図書に簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札心得（試行）を添付し、入札参加者に周知するものとする。
- （判定）
- 第6 入札執行者は、失格基準価格未満の価格により入札した者については失格と判定するものとし、これにより失格と判定された者は再度の入札に参加できない。
- 2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で、失格と判定されなかった者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者として決定するものとする。

附 則（平成24年9月25日付け建技第378号）

- 1 この試行要領は、平成24年9月25日から施行する。

附 則（令和5年2月27日付け建技第771号）

- 1 この試行要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この試行要領の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月14日付け建技第835号）

この試行要領は、令和6年4月1日以降に入札公告を行う業務から適用する。